

## 社員住宅資金貸付金規程

### 第1条（目的）

この規程は社員の住宅を確保し、快適な生活を送るために必要な住宅資金の貸付について定めるものである。

### 第2条（貸付金）

社員が住宅資金（本人居住の住宅に限る）を必要としたときは、以下の表および条件により貸付を行う。

	勤続年数	金額
一般社員	5年以上	100万円
	10年以上	200万円
	15年以上	300万円
	20年以上	400万円
管理職以上	10年以上	400万円

### 第3条（貸付条件）

住宅資金の貸付条件は以下の各号のとおりとする。

会社の状況および金融情勢により前条のとおり貸付ができないことがある。

貸付については、その都度取締役会の承認により決定する。

連帯保証人を1名以上必要とする。

本人および連帯保証人が記名押印の上、借用証書を提出する。

返済期間は原則として10年以内とする。

金利は1年銀行定期預金の金利を貸付金金利とし、決算期末に現金で支払うこととする。よって複利計算は行わない。

社員同居で社員が扶養義務のある者が所有している住居の場合、規定の半額とする。

### 第4条（その他）

業務命令による転勤のときは取締役会において、その時の状況を勘案し、優遇措置を決定することがある。

付 則

この規程は 年 月 日より施行します。